

【気象警報が発令された場合の対応】

神奈川県 of 県央・足柄上・西湘地域のいずれかに、

- 1 特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪のいずれか1つでも発令された場合。高潮及び波浪は対象外。）
- 2 警報（大雨、洪水、暴風の3つの警報が全て発令されている場合。）
- 3 大雪警報

上記1、2、3のいずれかが発令されたとき

- ①午前6時の時点で警報が発令されていたら、生徒は自宅待機とする。
- ②午前8時までには上記警報が解除された場合は、2校時から授業を行う。
- ③午前10時までには上記警報が解除された場合は、4校時から授業を行う。
- ④午前10時の時点で上記警報が継続中の場合は、臨時休業（自宅学習）とする。

[注意]

必要に応じて学校からの携帯電話メール（発信者「まち comi 秦野曾屋」）により対応について連絡をします。なお、その連絡は上記規定に優先します。登校するときは、無理をせず登校経路の安全や交通機関の状況を確認してください。本規定にかかわらず安全確保が困難な状況が生じた場合は、速やかに担任に報告してください。事実を確認した後、公欠等必要な処理を行います。

なお、携帯電話のない方は、携帯メールで受信できる生徒・保護者と連絡を取り合い確認するようにお願いします。